

## 公立大学法人沖縄県立看護大学の業務実績の評価に関する実施要領（案）

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会  
令和4年 月 日 決定

この要領は、沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項に基づき、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）の業務実績に係る評価の実施に関し、必要な事項を定める。

### 1 評価の基本方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、法人の業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- (3) 法人の業務実績について調査・分析し、進捗状況等の達成度、達成に向けたプロセス等を踏まえた業務全体を評価することにより、法人の業務運営の改善、充実に資する。
- (4) 法人への業務の実績に関するヒヤリングの実施や評価結果の原案に対する意見の申出の機会を付与することにより、評価の公平性、透明性及び正確性を確保する。
- (5) 中期目標期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する。

### 2 評価の種類

評価委員会は次の3つの評価を行うものとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	法第78条の2第1項第1号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
見込評価	法第78条の2第1項第2号	中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	法第78条の2第1項第3号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の翌年度

### 3 業務実績報告

法人は、年度計画及び中期計画の実施状況を検証し、各事業年度及び中期目標期間の業務の実績について、以下のとおり業務実績報告書を作成する。

作成にあたっては、中期目標の「第3 中期目標の期間において達成すべき目標」に掲げた各項目を達成するための措置に関して、その進捗状況の概要を記載するとともに、法人業務全体の実施概要（全体総括）を記載する。

#### (1) 年度評価(様式1)

中期計画及び年度計画の小項目ごとの業務実績を記載し、別表1のとおり自己評価するとともに、実績に対する評価、判断理由及び課題等を記載する。

**(2) 見込評価(様式2)**

中期計画の小項目ごとに最終年度終了時までに見込まれる業務実績を記載し、別表1のとおり自己評価するとともに、実績（見込）に対する評価、判断理由及び課題等を記載する。

**(3) 期間実績評価(様式3)**

中期計画の小項目ごとに中期計画期間の業務実績を記載し、別表1のとおり自己評価するとともに、実績に対する評価、判断理由及び課題等を記載する。

**4 業務実績報告書の提出時期(法第78条の2第2項)**

法人は、業務実績報告書を6月末までに評価委員会に提出する。

**5 評価の方法**

法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

**(1) 項目別評価****① 業務実績の検証**

項目別評価を実施するにあたって、法人から提出された業務実績報告書等を基に検証を行う。検証にあたっては、従前の評価結果に対する法人の業務運営への活用・反映状況等を確認するほか、中期計画及び年度計画に記載されている各項目の業務の実績について、中期計画の進捗・達成状況を確認するとともに、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

検証は、法人からのヒヤリングにより実施する。

**② 業務実績の評価****1) 中項目評価****ア. 評定の目安**

業務実績報告書の各項目の検証を基に、年度評価については配点表1により、見込評価及び期間評価については配点表2により、各評価の個数に配点を乗じて、評価の平均値を算出（小数点第2位は四捨五入）し、中項目ごとに別表2又は別表3の参考値から評定の目安をだす。

例) Sが1個、Aが2個の場合、 $(5 \times 1) + (4 \times 2) \div 3 = 4.33$  平均値 4.3  $\Rightarrow$  評定IV

**【配点表1】**

小項目	評価 S	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D
配点	5	4	3	2	1

**【配点表2】**

中項目	評定 V	評定 IV	評定 III	評定 II	評定 I
配点	5	4	3	2	1

例) Vが1個、IIIが2個の場合、 $(5 \times 1) + (3 \times 2) \div 3 = 3.66$  平均値 3.7  $\Rightarrow$  評定IV

**イ. 評定**

上記アで算出した評定の目安、別表2又は別表3の判断基準（目安）、業務実績報告書の検証及び特記事項（実績・成果の水準、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等）等を総合的に勘案して評定する。

**2) 大項目評価****ア. 評定の目安**

中項目評価を基に、中期計画で定める7項目（以下「大項目」という。）ごとに上記1)

アの配点表 2 により、各評定の個数に配点を乗じて、評定の平均値を算出（小数点第 2 位は四捨五入）し、大項目ごとに別表 2 又は別表 3 の参考値から評定の目安をだす。

#### イ. 評定

上記アで算出した評定の目安、別表 2 及び別表 3 の判断基準（目安）、業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項（実績・成果の水準、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等）等を総合的に勘案して評定する。

また、優れた点・特色ある点、更なる充実が期待される点、改善すべき点について記載するとともに、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その判断理由を記載する。

#### 3) 教育及び研究に係る評価の留意事項(法第 79 条)

見込評価及び期間評価は、当該中期目標の期間中に実施される学校教育法（昭 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

#### (2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえつつ、事業年度評価は中期計画達成に向けた進捗状況全体について、また、見込評価及び期間評価は中期目標達成状況について、以下に掲げる事項について記述式により評価する。

総評には、別表 4 のとおり、全体評価を総括する表記をする。

ア 総評

イ 中期目標の達成に向け、評価できる点、課題及び法人への要望など

#### (3) 評価の様式

年度評価については様式 4、見込評価及び期間評価については様式 5 に記載する。

### 6 評価結果

#### (1) 評価結果の通知(法第 78 条の 2 第 4 項)

評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。

#### (2) 改善等勧告(法第 78 条の 2 第 4 項)

評価委員会は、事業年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対し業務運営の改善その他の勧告を行うことができる。

#### (3) 評価結果の知事への報告及び公表(法第 78 条の 2 第 5 項)

評価委員会は、評価結果（改善等勧告をした場合には、評価結果及び勧告の内容）を知事に報告するとともに、公表する。

#### (4) 評価結果の取り扱い(法第 29 条)

法人は評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表する。

### 7 本評価要領の見直し等について

(1) 本評価要領については、業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会において見直すことができる。

(2) 本評価要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定めることができる。

別表1(自己評価・判断基準(目安))

自己評価		判断基準(目安)
S	年度計画を当初予定より大幅に上回って実施している。	顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの
A	年度計画を当初予定より上回って実施している。	達成度が概ね110%以上と認められるもの
B	年度計画を当初予定どおり実施している。	達成度が概ね90%以上110%未満と認められるもの
C	年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。	達成度が概ね60%以上90%未満と認められるもの
D	年度計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。	達成度が60%未満と認められるもの、あるいは年度計画を実施していないもの

注1 見込評価及び期間評価は、「年度計画」を「中期計画」に読み替える。

注2 別表中に記載した判断基準(目安)は、自己評価の目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を報告書中に明示し、これらを総合的に勘案して自己評価する。

別表2(評定・判断基準(目安)・参考値)

## 【年度評価】

評定	判断基準(目安)	参考値
V	年度計画を大幅に上回って実施している。	顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの
IV	年度計画を上回って実施している。	年度計画を上回る取組、実績又は成果を挙げたもの、あるいは年度計画を順調に実施し、かつその取組に注目すべき点(※)が認められるもの
III	年度計画を順調に実施している。	達成度が概ね100%程度と認められるもの
II	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画を計画通り実施できていないもの、実績・成果が年度計画を下回っているもの
I	業務の大幅な見直し、改善が必要である。	評価委員会が特に認める場合

※中期目標を達成するため、中期計画を前倒しして実施するなど、戦略性が高く意欲的な年度計画を積極的に実施するなどの、その取組に注目すべき内容が認められるもの、あるいは社会情勢の変化等の外的要因により達成がより困難となった年度計画について達成したもの等

別表3(評価委員会の評価・判断基準(目安)・参考値)

## 【見込評価・期間評価】

評定		判断基準 (目安)	参考値
V	中期目標の達成状況が極めて良好である。	中期計画を大幅に上回って実施しているもの、あるいは顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの	小項目又は中項目の平均値が 4.5 以上
IV	中期目標の達成状況が良好である。	中期計画を上回る取組、実績又は成果を挙げたもの、あるいは中期計画を順調に実施し、かつその取組に注目すべき点(※)が認められるもの	小項目又は中項目の平均値が 3.5 以上～4.5 未満
III	中期目標の達成状況が概ね良好である。	中期計画に記載された事項を概ね 100%計画通り実施したもの	小項目又は中項目の平均値が 2.5 以上～3.5 未満
II	中期目標の達成状況がやや不十分である。	中期計画を計画通り実施しなかったもの、あるいは実績・成果が中期計画を下回っているもの	小項目又は中項目の平均値が 1.5 以上～2.5 未満
I	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である。	評価委員会が特に認める場合	小項目又は中項目の平均値が 1.5 未満

※中期目標を達成するため、戦略性が高く意欲的な中期計画を定めて、実績又は成果を挙げたもの、あるいは社会情勢の変化等の外的要因により達成がより困難となった中期計画について達成したもの等

別表4(全体評価の総評)

評語
～特筆すべき業務の進捗状況にある。
～優れた業務の進捗状況にある。
～着実な業務の進捗状況にある。
～業務の進捗状況に遅れが見られる。
～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ、業務の改善が必要

見込評価及び期間評価については、「進捗状況」を「達成状況」と読み替えるものとする。